

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 令和元年 8月 22日

東京都作業部会確認年月日 令和元年 8月 28日

事業名 民間警備会社による施設警備

案件名 地方会場の警備業務委託について（静岡 ※富士スピードウェイを除く）

確認の視点		東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29年 5月 31日の合意の考え方に基づくものであること		本件は、大会で使用する会場内の資機材等の搬入期間及び大会期間における競技会場の警備業務委託のうち、平成 29年 5月 31日の合意の考え方にに基づき、パラリンピック期間の経費の1/4を東京都が負担するものであり、予定価格はV3予算に収まっている。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		会場内の警備は組織委員会が担うことから、一元的に警備を実施することが望ましい。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	本事業は、大会における競技会場の警備を実施するものであり、安全・安心な大会実現のために必要不可欠である。	
	効率性	V3予算時に比してパラリンピック競技前の転換期間中の要員の見直しを行うなど、必要最小限の警備体制をしている等、効率化を図っていることを確認した。	
	納得性	複数見積のうち、最低価格から設定した予定価格により、競争入札を行うことで、納得性も確保されている。	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		本経費は、転換期間及びパラリンピック期間中の警備を対象とするものであり、公費負担の対象として適切である。	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。